

**令和2年第2回北海道議会定例会 一般質問 開催状況**  
**(経済部経済企画局経済企画課、環境・エネルギー局環境・エネルギー課、**  
**労働政策局雇用労政課 (総務部人事局人事課、保健福祉部福祉局地域福祉課))**

開催年月日 令和2年6月24日

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 知事、経済部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 経済産業対策について</b></p> <p><b>(一) 泊原発における感染症対策等について</b></p> <p><b>3 原発に頼らない北海道への展望について</b> <b>(真下議員)</b></p> <p>泊原発は、活断層の有無、防潮堤の強度、免震重要棟建設、いずれのめども立っていません。停止から丸8年を超え、北海道の電力供給は昨冬の最大電力発生時の供給予備率が11.4%で、電力の安定供給に必要な最低限の供給予備率3%を大きく上回るという余裕があります。知事、原発再稼働はまさに不要不急の上、危険であり、廃炉を決断すべき時です。知事は、泊原発が抱えている危険性をどう認識し、原発に電力を頼らない北海道に向けて、いつまでに、どう取り組んでいくお考えか伺います。</p> <p><b>(二) コロナ禍における雇用と営業の継続支援強化について</b></p> <p><b>1 雇用の継続について</b></p> <p><b>(1) 雇用状況について</b> <b>(真下議員)</b></p> <p>厚労省が発表した雇用への影響調査では、5月末の時点で北海道は1,000人を超える労働者が解雇の見込みで、この先雇用調整の可能性がある事業所は約2,500と報道され、この間にも急増していると考えられますが、これまでどう推移しているのか、また、このコロナ禍における厳しい雇用状況についての認識を伺います。</p> <p><b>(2) 道の雇用対策について</b> <b>(真下議員)</b></p> <p>コロナ禍において、道民の雇用と生活を守ることは、行政の最重要課題の一つです。道では雇用対策として100名程度を採用するとしていましたが、現在、何名まで雇用されているのか伺います。さらに道が率先し</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>エネルギー政策についてであります。原発は安全性が確保されることが大前提であり、泊発電所については、規制委員会において、最新の知見を反映した厳正な審査や確認が継続中であるため、予断をもって申し上げる状況にはありません。</p> <p>暮らしと経済の基盤である電力については、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できる多様な構成とすることが重要であり、道では、こうした考えのもと、省エネ・新エネ促進条例に基づき、地域や企業の皆様などエネ・新エネ促進条例に基づき、地域や企業の皆様などと連携し、身近な地域で自立的に確保できる資源を活用したエネルギーの地産地消の推進に取り組んでまいります。</p> <p><b>(経済部長)</b></p> <p>次に、雇用の状況についてであります。2月14日以降、直近の6月19日までの累計では、感染症に起因する休業など、雇用調整の可能性がある事業所数は、3,985事業所、解雇や雇い止めが見込まれる労働者数は、1,332人となっており、5月29日の時点から、それぞれ1,539事業所、307人増加しているところでございます。</p> <p>感染症の拡大により、道内経済が大きな影響を受け、道内の雇用情勢は、有効求人倍率が4カ月連続して前年同月比を下回り、非正規をはじめとする労働者の休業や解雇など、影響が広がっており、今後、雇用情勢は更に厳しさを増すことが懸念され、予断を許さない状況であると認識しております。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>次に、コロナ禍における雇用についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮する学生や、離職を余儀なくされた方々などを対象として、短時間といった弾力的な勤務形態も</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>て採用枠を増やすことが必要と考えますが、いかがですか。</p> <p>また、臨時職員の採用、短期お仕事サイトでのマッチング等に留まらず、民間や公的分野における採用にも支援金を出すなどの大規模な雇用対策を講じる必要があるではありませんか。知事の認識を伺います。</p> <p><b>2 営業の継続について</b></p> <p><b>(1) 第2弾支援金の申請等について</b> (真下議員)</p> <p>本道は、今コロナ禍において日本で一番早く緊急事態を宣言し、それに伴う休業、外出自粛も最長の期間となりました。この間、各業界からも休業補償の実施を求める声が絶えません。道も休業要請とは別の第2弾支援金という形で、売り上げが減った事業者に対して支援をしましたが、申請・支援状況はどこまで実施されているのか。これだけで終わるお考えか、併せて、伺います。</p> <p><b>(2) エンタメ事業者への助成金の支給状況について</b> (真下議員)</p> <p>4月の第一回臨時議会で議決した補正予算の「感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」について、3つの業界において、業界団体が感染拡大防止のためのガイドラインを策定し、それに沿った取組を実践する事業者に対し25万円の助成金を支給する取組に、道が補助するものと承知しております。</p> <p>このうち、ライブ・エンターテインメント業界においては、いまだガイドラインが策定されておらず、事業者に対して助成金の募集も始まっていません。急ごしらえのエンタメ業界団体が、現場の事業者に対して本当に適切に対応できるのか疑問とするところです。ガイドラインの策定や助成金の支給に向けた現在の進捗よく状況と今後の見通しを伺います。</p>	<p>設けながら、これまで105名を臨時的に雇用してきたところであり、状況に応じて、追加の募集について検討を行うこととしております。</p> <p>今後、雇用を巡る状況は更に厳しさを増すことが懸念されることから、道といたしましては、離職者の方々の再就職を支援するため、カウンセリング体制の拡充やWebを活用した企業説明会に速やかに着手するとともに、全国知事会と連携して、国に対し、離職者の方々の雇用機会の創出といった対策の充実強化を要請するなどして、引き続き、道民の皆さまの雇用の安定が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>(経済部長)</b></p> <p>第2弾の休業等支援金についてであります。道では、5月31日までの間、休業要請にご協力いただいた事業者、及び売上が前年同期と比べ半分以下になった事業者をそれぞれ支援する制度を創設し、5月29日から申請の受付を開始したところであり、6月22日時点で14,976件の申請をいただき、その内訳は、休業要請分が3,668件、売上減少分が10,914件、申請区分などを確認中のものが394件となっております。</p> <p>また、支援金の支給につきましては、準備が整いました6月19日から、毎週金曜日に行うこととし、先週分は1,015件、約6,300万円の支給を行ったところです。</p> <p>道といたしましては、引き続き、国に対し、休業補償に関する支援制度の創設を要請するとともに、今後は、国の第二次補正予算の活用を図りながら、事業者の皆様の実業継続に向けて、切れ目のない支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>(経済部長)</b></p> <p>ガイドライン策定普及モデル事業についてですが、本事業の実施主体である北海道ライブ・エンターテインメント連絡協議会では、現在、国の基本的対処方針や、6月13日に全国団体が公表した業種別ガイドラインなどを参考に、独自の感染拡大防止ガイドラインの検討を進めているところであり、今月中には策定・公表がなされ、その後、これまで感染症対策に取り組んできた事業者も含め、ガイドラインに沿った取組を実践する事業者への助成金の募集が始まる見通しとなっております。</p> <p>道といたしましては、協議会におけるガイドラインの策定や、実践に向けた普及・啓発の取組を支援するとともに、事業者への助成金の支給が円滑に行われますよう、申請手続きの簡素化やチェックリストの作成など必要な助言を行っており、「新北海道スタイル」のモデル的な事業として、引き続き取組を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(3) 家賃支援給付金の要件緩和について (真下議員)</b></p> <p>今、事業者が一番苦しんでいるのは固定費の支払いです。店を開けられないから、バイトに出て家賃を工面しているスナックのママさんもおられます。美容室で客が減ってこの事業を待っていた方もいます。そうした方たちにとって、待望の家賃支援給付金が今月下旬から受付をスタートしますが、対象は五月以降の減収です。日本で最長の自粛要請期間であった本道においては、独自に、対象を3月からとし、一ヶ月の売り上げ要件を半減ではなく3割減とするなど、要件緩和し、営業継続を支援すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p><b>(三) 最低賃金について</b></p> <p><b>1 最低賃金の増額について (真下議員)</b></p> <p>厚生労働省の労働経済分析レポートNo.3では、「消費支出を増加させ、経済の好循環を実現していくためにも、賃金の引き上げは重要な要素である。」とあります。非正規雇用の多い本道において正規雇用への移行はもちろんですが、インバウンド頼みの経済から脱却し、内需をしっかりと育て、足腰の強い北海道経済に転換するために、最低賃金の増額は必要不可欠なものであると考えますが、知事の認識を伺います。</p> <p><b>2 全国一律賃金の実施などについて (真下議員)</b></p> <p>現在、最低賃金はランク別により、北海道はCランクです。Aランクの東京、大阪は152円から103円、最低賃金は高く設定されています。このランク分けこそが地方との格差を生み出す仕組みです。静岡県立大学の中澤秀一准教授の調査によると、全国で一ヶ月の生活に必要な「最低生計費」は約23万円、Dランクの鹿児島でも、これは変わりません。本道のように最低賃金が低ければ、体に必要な栄養を取るためのバランスの良い食事や心の栄養を補給する休養や余暇を犠牲にして、生計を成り立たせているということです。世界的にも地域別最低賃金制を実施しているのは、広大な</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>家賃支援給付金についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、売上の減少に直面している事業者の皆様を支援するためには、固定費負担への支援も必要と認識し、これまで、3年間実質無利子となる融資制度の創設、雇用調整助成金や持続化給付金の申請サポート、税の支払いへの柔軟な対応などの措置を行ってきたほか、国に対し、家賃負担の助成制度を求めてきたところでもあります。</p> <p>道といたしましては、今般の国の二次補正で措置された家賃助成制度について、その早期活用を促進するため、関係機関とも連携し、制度の周知に努めるとともに、申請者の方々のご負担を軽減するため、ワンストップ窓口を庁内に新たに設置する考えであります。</p> <p>また、依然、厳しい経営環境に直面する事業者の皆様への支援に向けては、早期給付や申請者の方々の負担軽減に加え、必要な追加支援について、今後とも国に要請してまいりたいと考えております。</p> <p><b>(経済部長)</b></p> <p>最低賃金の引き上げについてであります。労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たす最低賃金の引き上げは、多くの働く方々にとっては生活の向上や消費の拡大に寄与する一方、道内の中小企業の経営に少なからず影響を与えることが懸念されるものと考えております。</p> <p>このため、道では、北海道労働局と連携して、最低賃金の改正につきまして、ホームページやSNSなど広報媒体を活用し、企業をはじめ、業界団体や市町村に対し、周知を図るほか、中小企業の経営体質の強化を図るため、新商品の開発や販路拡大はもとより、業務の効率化といった生産性の向上に向けた支援を行うとともに、国に対し企業への助成制度の拡充を要望するなどして、最低賃金の履行の確保に向け、取り組んでまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>地域別の最低賃金についてであります。最低賃金は、国において、地域における労働者の生計費や賃金の実態、企業の賃金支払い能力などを総合的に勘案して行う答申を踏まえて、地域別に決定されており、道といたしましては、この最低賃金が遵守されることが重要と考えております。</p> <p>最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たす一方で、その引き上げは、道内の中小企業の経営に少なからず影響を与えることが懸念されることから、道では、中小企業の賃金支払い能力を高めることができるよう、国に対し</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>国土を持った連邦国であり、日本のように狭い国土内において、地域差を設けている例はありません。こうした悪循環を断ち切るために、17日に日本共産党道議団として、北海道労働局に全国一律賃金の実施と賃金の引き上げが必要と申し入れましたが、知事の見解はいかがか伺います。</p> <p><b>【再質問】</b>  <b>三 経済産業対策について</b>  <b>(二) コロナ禍における雇用と営業の継続支援強化について</b>  <b>1 雇用の継続について</b>  <b>(真下議員)</b></p> <p>次に、コロナ禍における雇用と営業の継続支援強化についてです。安倍首相は、雇用を守っていくことが政府の最大の責任だと答えましたが、知事も同じお考えか伺います。知事を支える経済界に対して、道民生活を守るために今は厳しいけれど雇用を守ること、第二次補正で上限が引き上げられた雇用調整助成金を活用すること、派遣切りをしないように、協力要請を行うべきではありませんか。</p> <p>また、ドイツでは、「誰一人として最低生活以下に陥ることがない」と政府が呼び掛けています。日本では、持続化給付金などの支援が遅れに遅れる中、日本共産党の田村智子参議院議員の質問に、安倍首相は、「文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに生活保護を申請してほしい」と答えました。事業継続、雇用がかなわなかった場合、生活保護で柔軟に対応することが必要です。道は、生活保護の積極的な活用を行うべきではありませんか、併せて伺います。</p>	<p>て、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めるとともに、支援機関による経営指導や相談対応、制度融資の活用などを通じて、経営の安定化を支援してまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、雇用の安定などについてであります。雇用情勢が更に厳しさを増すことが懸念される中、道民の皆さまの生活の安定を図ることが何より重要であることから、道といたしましては、今後とも雇用の維持や、就業の促進、雇用のセーフティネットの確保に向け、必要な対応を行ってまいる考えであります。</p> <p>これまでも、経済・業界団体等に対し、雇用調整助成金の活用や非正規労働者の安易な解雇や雇い止めを行わないことなどについて、繰り返し、要請してきたところであり、引き続き、雇用情勢を注視しながら、国や経済団体と連携して、道民の皆さまの雇用の安定が図られるよう適切に対応してまいります。</p> <p>また、生活保護の取扱いでは、その緊急性を考慮し、可能な限り速やかに決定が行われるよう各福祉事務所に通知しており、今後とも、国民の健康で文化的な最低限の生活を保障する最後のセーフティネットとしての機能が発揮できるよう、制度の適切な運用に努めてまいります。</p>